

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（案）、産業競争力強化法第二百二十六条第四項ただし書の経済産業省令・総務省令で定める軽微な変更を定める省令（案）、特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）、事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）、事業適応の実施に関する指針（案）、革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針（案）に対する意見募集の結果について

令和3年7月
経済産業省
経済産業政策局
産業創造課

標記について、令和3年6月22日から令和3年7月21日まで、下記の通り広く国民の皆さまからの御意見を募集しました結果、本件に関して11件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

記

1 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

令和3年6月22日～令和3年7月21日

(2) 意見募集の掲載媒体

ホームページに掲載

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送

2 意見募集の結果

意見提出数 11件

3 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

御意見の概要と御意見に対する考え方

＜事業適応の実施に関する指針＞

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>事業適応の実施に関する指針は、事業所管大臣の連名となっていないが、事業適応計画は、経済産業省所管か否かに関わらず、どのような業種・産業の事業者でも受けることができるという理解で良いか。</p> <p>事業適応計画の認定を受けると利用できる DX 税制も、中小企業経営強化税制のような指定業種しか利用できないような仕組みではなく、業種・産業分野に関わらず、計画認定を受けた青色申告を行う法人・個人であれば公平に使えるという理解で良いか。</p> <p>風営法業種であったとしても、適法に事業を実施しており、青色申告で納税していれば、差別されることなく、事業適応計画の認定を受ければ DX 税制を使えるということを確認したい。</p> <p>また、「事前相談」という名目で、申請自体を受け付けられないようにするということが起きないようにしていただきたい。行政手続法に基づいて計画認定申請を受理し、仮に不認定であったとしても、行政手続法に基づいて不認定理由を開示いただきたい。</p> <p>ビジネスホテルは DX 税制を使えるが、レジャーホテルは風営法の届け出をしたレジャーホテルというだけで計画認定申請さえ受け付けてもらえないということがないようにしていただきたい。</p>	<p>事業適応計画は主務大臣が認定することとされており（産業競争力強化法（以下「法」という。）第 21 条の 15 第 4 項）、また主務大臣は、事業適応計画に係る事業を所管する大臣とされております（法第 147 条第 1 項第 6 号）。また、事業適応計画の認定を受けられない業種や産業は定められておりません。</p> <p>DX 投資促進税制の適用を受けるためには、法第 21 条の 28 第 2 項の主務大臣の確認を受ける必要がありますが、当該確認を受けることができない業種や産業は定められておりません。なお、主としてソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット附随サービス業に該当する事業の用に供する資産等は、本税制の適用対象外です。</p> <p>法令に基づく申請は正式に受理し、また、認定をしない場合は、不認定通知書（様式第 18 の 3）において、その理由を示すこととされております。</p>

2	<p>事業適応の実施に関する指針（案）第2項第一号ニ②において、クラウドシステムの定義が定められているが、これは、令和3年5月14日の衆議院経済産業委員会の議事録に記載の「そのシステムが、構築当初は社内のみアクセス可能なクローズドのものであったとしても、他者とのデータ連携の必要が生じた際に、インターネット等を通じてデータ連携が容易なシステム構成となっていれば、これも税制適用要件を満たすこととさせていただきます」と思っております。」と変わりはないか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
3	<p>第1項第三号イ①及びロ①における財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項について、なぜ採用したのか。加えて、なぜ一律に10年と設定したのか、考えを教示いただきたい。</p> <p>また、設備投資減税の措置やツーステップローンの貸付期間を7年とすることは、債務償還年数の計算上マイナスに働くため、政策的に矛盾するのではないか。</p>	<p>事業適応計画の最終年度における財務内容の健全性を確認し、及びその内容が持続的なものと見込まれるものであることを確認するための1つの指標として、過去の施策における指標との整合性等を考慮し採用しております。</p> <p>なお、業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとされております。</p> <p>また財務内容の健全性は、一時的な事業活動による影響にかかわらず、確保すべき事項と認識しております。</p> <p>貸付期間については、貸付期間が長期であるため、資金調達が困難になる事業に対してツーステップ・ローンを行うことで、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である事業に対して資金供給を促していくことを想定しております。</p>
4	<p>指定金融機関は政府出資100%の政府系金融機関は除外し、民間金融機関のみに限定すべきと考える。</p> <p>政府系金融機関である日本政策金融</p>	<p>本制度では日本政策金融公庫による資金供給と、指定金融機関の審査能力や知見を活用することで、事業者の着実なCO2削減のための取組（トランジション）</p>

	<p>公庫が、同じく政府系金融機関である日本政策投資銀行等を通じてツーステップローンを行うことは非効率である。また、政府系が政府系の融資業務を支援することが、民業補完の原則に反するのではないか。</p> <p>仮に日本政策投資銀行等の政府系金融機関が指定金融機関となる申請をした場合政府系金融機関が能動的に他の政府系金融機関の支援を受けて融資を行うことと民業補完原則の関係を教示いただきたい。</p>	<p>に対する資金供給を円滑化するものです。指定金融機関については、法律において、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること等の条件を満たすことを要件としており、政令において、指定金融機関になりうる金融機関を列挙している。ツーステップローンを措置している他の制度においても、同様に日本政策投資銀行等の政府系金融機関を政令において列挙しております。</p>
5	<p>炭素生産性の目標値の注2（税額控除十パーセントの措置の適用を受けようとする者においては、同基準のとおりに基準年度における炭素生産性の数値より十パーセント以上上回ることを目標とするものである）という記載は、別途パブリックコメントされている経済産業大臣が定める基準告示の内容を要約したものか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
6	<p>3「事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する条項」の三のニ及びホ（ツーステップローンの実施及び利子補給金の支給に関して公庫及び指定金融機関が配慮すべき事項）について、ニ及びホの柱書では「事業適応促進円滑化業務のうち、ツーステップ・ローン」「事業適応促進円滑化業務のうち、利子補給金の支給」とあるが、指定金融機関による業務は法律上「事業適応促進業務」と定義されている。当該章が指定金融機関が配慮すべき事項も記載するのであれば、</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正いたします。</p>

	<p>柱書で「事業適応促進業務」についても記載すべきではないのか。</p> <p>また、指定金融機関による貸付けの利率について、利子補給金については類似の規定がないのはなぜか。</p>	
7	<p>「その他事業適応に関する重要事項」三（暴力団関係の規定）について、イの中に「以下この1（マルイチ）において?」「3（マルサン）において」という記述があるが、その後該当するものが存在しないため修正を必要とするのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正いたします。</p>
8	<p>複数事業を実施している事業所または事業者においては、ある事業においては著しく炭素生産性を向上できる施策であっても、事業所または事業者全体としては適応要件を満たせず、本制度を受けられないことで、施策実行を断念せざるを得ない可能性がある。</p> <p>また複数事業種・製造品目で、甲乙つけがたい炭素生産性向上施策が計画されている場合、1事業所で1申請であると、いずれかの施策実行を断念せざるを得ない可能性がある。</p> <p>そこで、カーボンニュートラルに向けた活動、施策の早期実現のため、第1項第二号ハ①及び第6項第二号について、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制を受けられるための申請は、事業所単位または事業者単位を前提とされていると推察するが、事業種ごと・製造品目ごとなど範囲を限定した申請、1事業所から複数の事業種または製造品目での申請が可能となるよう、「業態特性や固有の事情等」として考慮頂けるような指針として頂きたい。</p>	<p>本税制では、工場内の一部の取組のみではなく、事業所や企業全体といった規模感で脱炭素に向けて事業適応を行い、グリーン社会に適応して行くことを目的として、事業所や企業全体単位での計画を提出頂きます。そのため、炭素生産性を計算する最小単位は事業所としています。ただし、炭素生産性の向上率の計算にあたっての企業全体については、必ずしも企業全体ではなく、同種の事業を行う事業所にしぼって比較することも可能とします。例えば、多分野に事業展開している事業者（例：事業Aー出版印刷業 & 事業Bー映画館業）の場合、設備を導入する事業所が事業Aを営む事業所（印刷工場）であれば、エネルギー消費や利益構造等も含めて業態の異なるB事業を営む事業所（映画館）を含めて比較するのは合理的ではないので、A事業を営む事業所全体で計算するといったケースを可能とすることを想定しています。また、1申請計画中に同一事業所の複数の取組を記載することも可能です。</p>

9	<p>炭素生産性を大きく向上させるような施策実施には一定の設計期間が必要であり、投資金額も大きくなると考えられるが、設備導入完了または税額控除の適用期限が令和5年度末である場合、本制度の適応対象とならず、結果としてカーボンニュートラルに向けた取組みの推進には繋がらない可能性がある。そこで、第1項第一号について、基本認識として「2050年カーボンニュートラルの実現」の記述がある一方で、先に経済産業省ウェブページでのリリース「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部施行」の関連資料では、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の適用期限が「令和5年度末まで」と記載されています。本制度が令和5年度以降も継続される見通しであることに言及頂きたい。</p>	<p>租税特別措置の適用期限については、租税特別措置法で規定されます。</p> <p>今後の政策検討に向けた御意見として承らせていただきます。</p>
10	<p>第1項第二号イ②及びロ②(1)において、「過去五事業年度における当該商品又は当該役務が属する業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から三以上上回ること」と定められているが、この実績値とは、自社の5年間伸び率を指すのか、他社も含めた業界全体での5年間伸び率を指すのか。後者の場合、政府統計が存在しない商品・役務・業種はどのようにすれば良いのか。</p>	<p>当該商品又は当該役務が属する業種の売上高の伸び率の実績値を指しますが、政府統計が存在しない場合は、民間シンクタンクによる調査など、主務官庁と相談の上適切な数値を用いることとなります。</p>
11	<p>エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定要件は、中小企業にとっても分かりやすく取り組みやすいものだとして評価している。</p>	<p>炭素生産性の測定等を実施することについて、特段の業務規制等は設けておりませんので、中小企業診断士をはじめとした認定経営革新等支援機関が他者から</p>

<p>その上でこの計画を申請するにあたっての最大のポイントは、炭素生産性の測定とシミュレーションであると考え。この測定とシミュレーションにあたって、社内人材が不足する中小企業は中小企業診断士をはじめとした認定経営革新等支援機関に相談することもあると思う。</p> <p>この相談に円滑かつ適法に応じていくため、以下の2点を質問する。</p> <p>他者からの依頼に応じて、事業適応の実施に関する指針案、生産工程効率化等設備に関する命令で規定されている計算方法で炭素生産性の測定とシミュレーションを行うことは、個別土業の独占業務になっているか。</p> <p>中小企業診断士をはじめとした認定経営革新等支援機関が、中小企業からの依頼に応じて、事業適応の実施に関する指針案、生産工程効率化等設備に関する命令で規定されている計算方法で炭素生産性の測定とシミュレーションを行うことは問題がないか。</p>	<p>の依頼に応じて炭素生産性の測定等を行うことも妨げられません。</p>
--	---------------------------------------